

平成25.2.18学長裁定
一部改正

平成26年10月6日

平成29年4月26日

令和 4年6月10日

検収体制の整備及び物件の契約における現場発注について

1. 検収体制

1) 本学に納入される全ての物品について現場納品前に検収担当部署（本庄地区は経理調達課検収主担当、鍋島地区は経営管理課用度主担当）において検収を受けること。

ただし、次の場合は例外扱いとする。

- (1) 動物 生物資源開発部門の管理担当者による検収
ラジオアイソトープ 放射線同位元素利用部門の管理担当者による検収
患者給食用食材 医学部附属病院栄養治療部の調理等担当者による検収
 - (2) 勤務時間外及び遠隔地等に納品する物品
発注者及び発注者以外の第三者による検収及び写真の貼付
ただし、各附属学校（園）、附属アグリ創生教育研究センター（久保泉キャンパス）及び有田キャンパス（肥前セラミック研究センターを含む。）は、各地区事務担当者が検収
 - (3) 宅配便等による直送便
発注者及び発注者以外の第三者による検収及び写真の貼付
 - (4) 佐賀大学生生活協同組合から購入する消耗品（備品的消耗品を除く）
 - ① 佐賀大学生生活協同組合の販売担当者とそれ以外の者の2名により納入物品と納品書の照合を実施
 - ② 検収担当部署において、毎月任意に納品書を抽出し、売上台帳等と照合を実施
 - (5) 医学部附属病院における「物流システム（HOPE/PDSide）」を用いて調達する診療用の物品
 - ① 納入業者と納入部署により納入物品と物品購入依頼書兼発注内訳書の照合を実施
 - ② 納入部署は、物流システムへ納入情報の登録
 - ③ 医学部経営管理課において、物流システムへ登録された納品情報と物品購入依頼書兼発注内訳書の照合を実施
- 2) 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検等）については、必要に応じて、発注者と同一研究室等以外の当該役務に係る仕様などの詳細な知識を有する者を検査職員として発令して検収する。

2. 現場発注

物件の契約において、1契約10万円未満の消耗品については教員等の現場発注を認めるものとする。

なお、緊急を要する機器の修理や遠隔地における現地でのやむを得ない物品の購入等1契約10万円以上の物品の購入や役務の提供が必要になった場合は、調達担当部署の契約担当職員に代わって発注することをあらかじめ各部署の会計事務担当者を通じて契約担当職員の承認を得たときは、契約担当職員が発注するものとみなして、契約担当職員に代わって職員が発注できるものとする。

(留意事項)

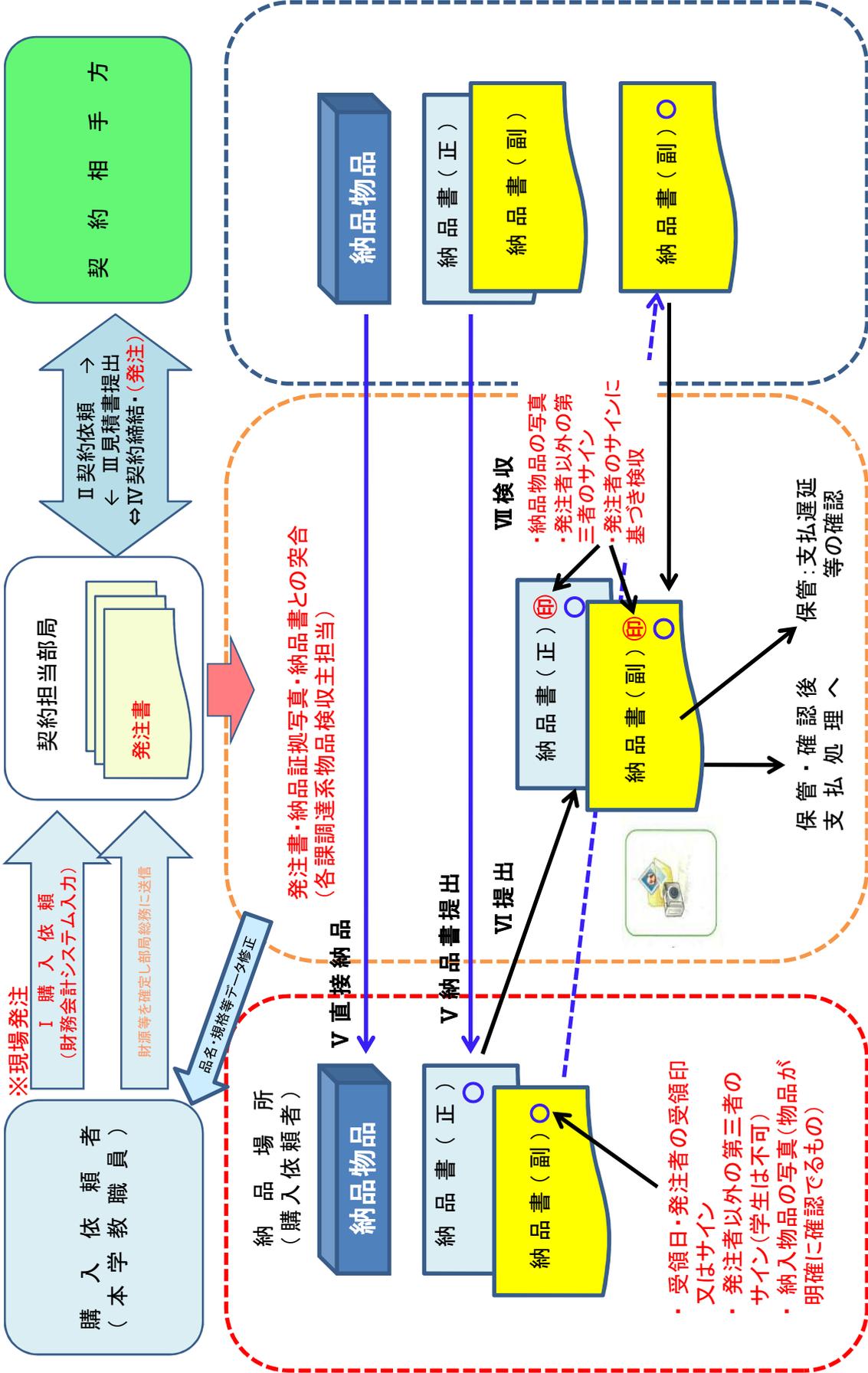
- (1) 教育・研究・診療にかかる事前の調達計画に基づくものであることが前提となる。
- (2) 契約上、発注業者とのトラブルが生じないように留意する必要がある。
特に、インターネット等での発注には国の内外を問わず前払いを求めたものが多く、リスクを伴うため、民事上のトラブルが発生しないよう細心の注意を払う必要がある。
- (3) 経費の低廉さと手間の煩雑さをトータルで考慮する必要がある。
- (4) 現場発注した物件についても、必ず検収担当部署の検収を受けること。
- (5) 現場発注に当たっては、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が発生することに注意すること。

※以下に掲げる契約は、現場発注から除く。

工事契約、医学部附属病院における診療用の物品供給契約、新聞・定期刊行物の購読契約、機器の賃貸・保守、労働者派遣契約、業務委託契約、個人情報漏えいの恐れがある契約、廃棄物処理契約

3. この裁定は平成25年4月1日から実施し、本学における検収体制及び現場発注は今後これによるものとする。

納品検収体制(勤務時間外納品、遠隔地施設への納品、 宅配便等により納品される場合・事後処理の場合)



※現場発注を行った場合：現場発注された時点において、品名・規格等の発注内容を直接、物品納品前までに財務会計システムへ早期入力していただきますよう、ご協力方よろしくお願いたします。
(入力されたデータが各課調達系(物品検収担当)へ送付され、検収の際に出力のうえ活用します。)